

平成29年度第4回
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成29年6月27日（火）

午前9時から

場 所 市役所低層棟4階 職員控室

- 1 質問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）
 - ・個人情報保護法等の改正への対応について
 - ・法改正への対応以外の条例改正の検討について
- 2 質問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（7件）（非公開）

個人情報保護法等の改正への対応について

個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進するために、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が改正され、平成29年5月30日から施行されたことに伴う市の対応について検討したので、ご意見を頂きたい。

1 個人情報の定義の明確化（個人識別符号）

《法改正の内容》

改正前の個人情報の定義は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報という曖昧なものであったが、改正法では、特定の個人の身体の一部の特徴（顔や指紋）を変換した符合や、個人に発行される書類に記載された符合（運転免許証番号や旅券番号）が個人情報に含まれることが明確化され、これまでよりも具体的な規定となった。

○ 行政機関個人情報保護法

改 正 後	改 正 前
<p>第2条第2項</p> <p>この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作</p>	<p>第2条第2項</p> <p>この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。</p>

その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条第3項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

[総務省からの「個人情報保護条例の見直し等について」の通知]

○ 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義を明確化することは地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられるため、個人情報保護条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。

個人識別符号の定義については、個人情報保護条例においても、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当である。

○ 死者に関する情報

個人情報に死者に関する情報を含むことは、行政機関個人情報保護法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、死者に関する情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断する必要がある。

【市の対応案】

野田市個人情報保護条例（以下「市条例」という。）における「個人情報」の定義は、『個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの』をいう。』と規定されており、行政機関個人情報保護法や県条例と同様の趣旨ではあるが、具体性を欠いた規定となっている。

また、法は個人情報を「生存する個人に関する情報」に限定（改正法も同様）することを明記しているが、死者に関する情報であっても、相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として個人情報に当たるとしている。一方、市条例には「生存する個人に関する情報」と明記されておらず、曖昧な規定であった。しかし、運用では、国と同様の考え方である。

法や条例の対象となる『個人情報』の定義について、国、県及び市で異なる解釈となると、市民の間に混乱を招いてしまうおそれがあり、また、政府が定める個人情報の保護に関する基本方針に「行政機関個人情報保護法を参考としつつ」と明記されたことから、市条例に規定する個人情報の定義を、改正行政機関個人情報保護法に合わせたいと考えている。

○ 野田市個人情報保護条例

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) <u>要配慮個人情報(7 ページに記載)</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p> <p>※ 行政機関個人情報保護法第 2 条第 3 項は、2 ページに記載のとおり。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>※ 「本人」の定義がなかったことから、法に合わせて規定する。</p>

2 要配慮個人情報の取扱いに関する規定の新設

《法改正の内容》

改正前は、要配慮個人情報に関する規定はなかったが、改正法では、不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴、犯罪の経歴等を要配慮個人情報として定義し、事業者に対しては、要配慮個人情報を本人以外から収集すること及び本人の同意のない第三者への提供を原則として禁止し、行政機関に対しては、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することを義務付けた。しかし、要配慮個人情報の収集の禁止は定められていない。

○ 改正行政機関個人情報保護法

第2条第4項

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

※ 政令で定める記述等は、7ページの野田市個人情報保護条例施行規則の新旧対照表の現行の欄に記載

個人情報保護法	行政機関個人情報保護法	市条例
<p>個人情報取扱事業者は、 次に掲げる場合を除くほか、 あらかじめ<u>本人の同意を得 ないで</u>、要配慮個人情報を 取得してはならない。</p>	<p>行政機関は、<u>個人情報ファ イルを保有しようとするとき</u> <u>は、当該行政機関の長は、あ らかじめ、総務大臣に対し、 次に掲げる事項を通知しなけ ればならない。</u> ・記録情報に要配慮個人情報 が含まれるときは、その旨</p>	<p>実施機関は、思想、信条 及び宗教に関する個人情報 並びに社会的差別の原因と なるおそれがある個人情報 を収集してはならない。</p>

[総務省からの「個人情報保護条例の見直し等について」の通知]

○ 要配慮個人情報の定義

法改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、地方公共団体が保有する個人情報についても異なることはないと考えられる。したがって、個人情報保護条例における要配慮個人情報の定義には、法改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。

○ 個人情報ファイル簿等への記載

個人情報ファイル簿等（個人情報ファイル簿や個人情報取扱事務登録簿等のことをいう。以下同じ。）に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

○ 要配慮個人情報の収集制限

要配慮個人情報の収集制限を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものである。このため、要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲を含めて、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断する必要がある。

【市の対応案】

市条例第7条第3項では、要配慮個人情報と同様の情報について、原則として収集を禁止している。

収集の原則禁止については、特に配慮を要する個人情報であることから、改正法よりも厳しい現行の市条例の制度を維持すべきであると考えている。ただし、「要配慮個人情報」についての定義がなされていないことから、市条例に改正法と同内容の定義を規定したいと考えている。

また、個人情報を取り扱う事務の開始届出書の様式の見直しを行っているが、見直し後においても、現行と同様に特に配慮を要する個人情報の取扱いの有無が分かるようにしたいと考えている。

○ 野田市個人情報保護条例

改 正 案	現 行
<p>第2条第4号に定義を追加</p> <p><u>要配慮個人情報</u> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう^にその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	
<p>第7条第3項</p> <p>実施機関は、<u>要配慮個人情報を収集してはならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p>	<p>第7条第3項</p> <p>実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報を並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p>

○ 野田市個人情報保護条例施行規則

改 正 案	現 行
<p><u>野田市個人情報保護条例第2条第4号の規則で定める記述等は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条に規定する記述等をいう。</u></p>	<p>※ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条 (要配慮個人情報)</p> <p>第4条 法第2条第4項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</p> <p>(1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2) 本人に対して医師その他医療に関する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において</p>

「健康診断等」という。)の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

3 匿名加工情報（行政機関等が作成するものは非識別加工情報）制度の導入

《法改正の内容》

○ 加工情報の例

国民健康保険の給付データについて、特定の個人を識別することができないよう加工し、性別・年齢別給付実績とした情報。例えば、110歳代の者が1人しかおらず、10歳刻みのデータではその者が特定できるような場合には、80歳までは10歳刻みとし、80歳を超える者のデータは80歳以上にまとめるなどの加工をする。

○ 個人情報保護法による匿名加工情報

パーソナルデータの利活用のために、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、その個人情報を復元できないようにしたものを匿名加工情報と定義し、その加工方法や取扱いについての規定が新設された。

○ 行政機関個人情報保護法による非識別加工情報

行政機関が保有する個人情報について、民間事業者の提案を受けて、提案の内容を審査し、契約を締結した上で非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、その個人情報を復元できないようにしたもの）を作成して提供するものである。

非識別加工情報の対象となる個人情報は、個人情報ファイル簿が公開されていること、情報公開請求があれば部分開示されること及び行政運営に支障を生じないことのいずれにも該当するものとされている。

[総務省からの「個人情報保護条例の見直し等について」の通知]

○ 基本的な考え方

官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。

○ 個人情報保護ファイル簿の作成及び公表

非識別加工情報の作成に用いるものはデータベース化された情報である個人情報ファイルであるため、地方公共団体においても、個人情報の本人が非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルを知り、事業者が円滑に提案のための準備作業を行うことができるよう、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルに関して、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当である。

○ 個人情報取扱事務登録簿（野田市では、個人情報を取り扱う事務開始届出書）を作成している団体について

個人情報の保有状況を明らかにするため、既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している地方公共団体において、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、両者を作成・公表する負担を考慮し、個人情報取扱事務登録簿に代えて、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することとすることも考えられる。一方で、個人情報取扱事務登録簿を個人情報の保有状況を明らかにするために引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。

「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」の報告書抜粋

『特に都道府県、政令指定都市などでは、非識別加工情報の本人の数が他の地方公共団体と比較して相対的に多く、ビッグデータとして効果的に活用することが期待されること、現にオープンデータの取組を積極的に進めていること等を踏まえ、積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みを牽引していくことで、地方公共団体全体として非識別加工情報の仕組みの円滑な導入が期待される。』

「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）から抜粋

○ 地方自治体等の保有するデータの活用

地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。

【市の対応案】

○ 導入は見送り、慎重に検討

本市としては、まずは国や他の地方公共団体の運用を確認し、個人情報の保護を適切に図ることができる制度について慎重に検討するため、当面、非識別加工情報制度の導入は見送りたいと考えている。

これは、非識別加工情報の適切な加工には専門的知識が必要であるが、新たな制度であり、国においても個人情報の保護を適切に図ることができるかについての運用実績がないこと、さらに、総務省の「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」の報告書において、上記のとおり、都道府県、政令指定都市などの牽引が期待されていることもあるためである。

また、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において「当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する」とされているため、その検討の動向を注視してまいりたい。

○ 個人情報を取り扱う事務開始届出書の見直し関係

非識別加工情報制度は、非識別加工の対象となる個人情報ファイル簿（本市における個人情報を取り扱う事務開始届出書に相当するもの）を公表し、民間事業者からの提案を受ける仕組みとなっている。

個人情報ファイルは、個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもので、1,000人以上の個人情報が記載されたものである

が、本市の現行の届出書は、容易に検索できることや1,000人以上という制限はなく、事務の目的ごとに作成しており、両者は異なるものとなっている。

このため、当面、非識別加工情報制度の導入は見送るが、個人情報を取り扱う事務開始届出書の見直しに当たっては、非識別加工情報制度の導入を視野に入れて検討を行う。

法改正への対応以外の条例改正の検討について

1 「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について

野田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、「公益上特に必要があると認めるとき」が4か所に規定されており、その適用に当たっては、五つの場合（①外部提供②内部利用③外部からの収集④配慮を要する個人情報の収集⑤電子計算機の結合）がある。

① 外部提供について

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者（本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の権利利益を不當に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

4 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審査会に報告するものとする。

個人情報保護条例の規定は団体によって異なるものとなっているが、他団体では「公益上の必要その他相当の理由があるとき」などと、「特に」という規定がないものが多い。個人情報の保護の観点からは「特に」という規定が必要であると考えているが、他団体では公益上の必要をどの程度と考えているのか、例えば、公益を「特に」とまでは求めていないのか、それとも文言がなくてもその制限は本市と同じで「特に」の公益を求めているのかについて調査する。

また、本市の規定は公益だけで「相当の理由があるとき」という規定がないため、他団体の事例を調査した上で、その必要性について検討する。

《参考》

○ 県・流山市・鎌ヶ谷市・浦安市

審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

○ 我孫子市

あらかじめ我孫子市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するためその他公益上必要であると実施機関が認めるとき。

○ 柏市

- ・国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

- ・前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

② 内部利用について

外部提供と同じ適用の条件（第9条第1項第5号）であるが、貴審査会の事前承認（第9条第3項）は必要ではなく、事後報告（第9条第4項）で良いこととなっている。

県や流山市など、事前に審査会に諮る必要がある団体も多いため、どのような事務があるのか調査する。

また、柏市では「速やかにその旨を審議会に報告し、その意見を聴かなければならない」と事後報告であるが、「速やかに」とされているため、その運用について確認する。

本市の現行の内部利用の事例としては、建築確認申請事務で収集した家屋に関する情報を、公平かつ適切な固定資産税賦課のために、固定資産税事務において利用するもの以外には、アンケート調査に連絡先を利用するものしかない。

アンケート調査への利用の報告が必要かについても含めて、他団体の調査をした上で検討する。

《参考》

○ 柏市

(利用又は提供の制限等)

第 11 条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合において当該保有個人情報を利用することに

- ついて相当な理由のあるとき又は他の実施機関に保有個人情報を提供する場合において保有個人情報の提供を受ける者がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 実施機関は、前項第3号又は第4号(同項第1号の本人の同意があるときを除く。)の規定により保有個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、第2項第2号(同項第1号の本人の同意があるときを除く。)の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために内部で利用したとき又は他の実施機関に保有個人情報を提供したときは、速やかにその旨を審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。

③ 収集について

上記①外部提供と同様に他団体を調査した上で検討する。

- (収集の制限)
- 第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この

限りでない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。
- (6) 爭訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認めるとき。
- (7) 第9条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

3 (略)

4 実施機関は、個人情報を第2項第8号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第2号に掲げる事由により収集しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならぬ。

④ 配慮を要する個人情報の収集について

上記①外部提供と同様に他団体を調査した上で検討する。

第7条

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の

指示があるとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

⑤ 電子計算機の結合について

(電子計算機処理の制限)

第 11 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理(以下「電子計算機処理」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、一時的又は試験的な個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。

2 実施機関は、第 7 条第 3 項に規定する個人情報を取り扱う事務について、電子計算機処理(前項ただし書に規定する電子計算機処理を除く。次条及び第 13 条において同じ。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。

(2) 当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

3 実施機関は、前項に規定する個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を同項第 2 号に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

めるとき。

- 2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聽かなければならない。

第11条により電子計算機による処理を制限し、第12条により実施機関以外のものとの通信回線その他の方法による電子計算機の結合を制限している。

県も近隣市も電子計算機による処理を制限していない。行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）に関する当時の総務庁行政管理局が監修した「Q&A 個人情報保護法」では、「本法は、個人情報の電子計算機による大量処理に伴う個人の権利利益の侵害のおそれに対応するものであり、専ら、文書を作成し、又は文書図面の内容を記録するための処理等は、適用対象とする実益に乏しいから除外した」と記載されている。そのほか「電子計算機処理」の定義に関する通知などはない。

現在のエクセルやアクセスは、同法が制定された昭和63年当時の大量処理に該当する可能性があると考えられることから、「電子計算機」の定義について調査し、その上で電子計算機の結合について検討する。

2 指定管理者の保有する個人情報の本人開示請求について

条例第15条第1項には『何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる』と規定されているが、条例第2条第1号に規定する実施機関に指定管理者は含まれていない。

現行の運用では、指定管理業務に関し、市が貸与し、又は指定管理者が作成し、若しくは取得した個人情報についての本人開示請求は、実施機関に対して請求していただき、実施機関が開示等の決定を行っている。

今後も、指定管理者の監督責任のある実施機関が開示等の決定をすることとしたく、指定管理者の保有する指定管理業務に関する個人情報の本人開示請求については実施機関に対して行うことを条例に明記したいと考えている。

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に関する個人情報（指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理業務に関するものを含む。）の開示を請求することができる。

※ 下線の部分を加える。

3 委託事業者又は指定管理者から再委託を受けた事業者の事務従事者及び派遣労働者への罰則について

現行の条例では、市から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者の当該委託に係る事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）及び指定管理者の当該指定管理業務に係る事務従事者に対する秘密保持の義務及び罰則を定めているが、再委託に係る事務従事者及び実施機関の事務に従事する派遣労働者に対する秘密保持の義務及び罰則の規定はない。

市の事務に従事して個人情報を取り扱うに当たり、慎重に取り扱う必要があることについては、事務従事者の立場の違いによって異なるものではないため、個人情報の保護の実効性の担保の更なる強化のため、委託事業者又は指定管理者から再委託を受けた事業者の当該委託の事務従事者及び実施機関の事務に従事する派遣労働者への秘密保持義務及び罰則の規定を設けたいと考えている。

○ 野田市個人情報保護条例

改 正 案	現 行
(事務の委託等に伴う措置) 第 13 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護	(事務の委託等に伴う措置) 第 13 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護

<p>するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受託者等の義務等)</p> <p>第 14 条 <u>実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者(その者から当該委託に係る事務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項において同じ。)及び指定管理者(その者から当該管理に係る事務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項において同じ。)は、前条第 1 項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が行う当該委託に係る事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p>3 <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 26 条第 1 項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関</u></p>	<p>するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受託者等の義務等)</p> <p>第 14 条 <u>個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者及び指定管理者は、前条第 1 項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>
---	--

に派遣された者(以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 罰則

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項若しくは第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの。その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(行政文書に記録されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 第14条第2項の委託を受けた法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)若しくは指定管理者である法人の代表者若しくは管理人又は同項

第4章 罰則

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの。その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(行政文書に記録されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 第14条第2項の委託を受けた法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)若しくは指定管理者である法人の代表者若しくは管理人又は同項

の委託を受けた法人若しくは人若しくは指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者が、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

の委託を受けた法人若しくは人若しくは指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者が、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

4 外部提供をする場合の本人通知について

野田警察署からの依頼に基づく高齢者名簿の提供の件では、高齢者名簿提供事務は公益上必要があると認められるが、振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故抑止対策については、ほかに有効な方法がないとは認められず、有効性と個人情報の保護の双方の必要性を考慮すると、本件高齢者名簿提供事務には、個人情報の保護よりも優先させるべき必要性が高いとまでは認められないとのご判断を頂いた。

この件では、不服申立人から、郵送により本人に通知し、本人から同意を得る必要があることや市報等でのお知らせによる本人同意の推定についての主張がなされたが、公益上特に必要があると認めるときに該当しないとの結論となり、それらの主張についての貴審査会の見解を頂くことができなかつた経緯がある。

【他団体の外部提供の規定】

県及び近隣 8 市の個人情報保護条例の規定は団体によって異なるものとなっているが、それぞれの個人情報保護条例にも外部提供の規定はある。

しかし、同意の推定に関する規定がある団体はなく、本人通知の規定も市川市のみである。また、市川市においても、規則において「公益の実現を図るため実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて外部提供をしたもの」などは通知を行わないこととされており、通知をした事例や想定もないとのこ

とである。

本人通知の規定がない場合でも、運用によって実施している可能性もあることから、通知や広報への掲載等による本人への周知について確認したが、通知や周知を実施していないとのことである。

通知その他の周知を実施していないということは、外部提供を適用した事例がない可能性もあることから、外部提供の事例を確認したところ、刑事訴訟法に基づく捜査機関からの照会に対する回答などの法令に基づく照会に対する回答や報道機関への提供などを除くと、ほとんど事例がなく、警察署への高齢者名簿の提供のように、反対者が想定されるようなものはなかった。

【参考】

《市川市個人情報保護条例》

第10条第2項

実施機関は、法令又は条例に特別の定めのあるとき又は公益の実現を図るため実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて認めたときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

第10条の5第3項

実施機関は、第1項に規定する目的外利用、外部提供又は特定個人情報の利用若しくは提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかに、本人にその旨を通知しなければならない。

《市川市個人情報保護条例施行規則》

第6条第2項

条例第10条の4第3項に規定する規則で定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 目的外利用等について法令又は他の条例に特別の定めのあるとき。
- (2) 法令又は他の条例の規定により何人でも閲覧することができるときとしている個人情報であるとき。
- (3) 公知性の生じた個人情報であるとき。

(4) 正当な行政執行に関連して目的外利用をしたもの、公益の実現を図るため実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて外部提供をしたもの又は特定個人情報の利用若しくは提供をしたもので、本人に通知しないことが正当と認められるとき。

第6条第3項

条例第10条の5第3項の規定による通知は、市川市個人情報目的外利用等通知書（第7号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由のあるときは、口頭、告示又は広報紙により行うことができる。

【同意の推定による公益上特に必要があると認めるときの該当】

外部提供を行う際、対象者の数が多いときは、その事業に反対する者が想定されていても、全ての対象者の同意を得ることは現実的に難しい。

そこで、高齢者名簿の提供の件について、市報及びインターネットで周知し、一定の期間を設けて反対の申出を受け付け、反対申出者の情報を名簿から除いた上で提供である場合には、反対者への配慮がなされ、反対者以外の者の同意が推定されることから、公益上特に必要があると認める場合に該当すると考えているが、貴審査会のご意見を頂きたい。

【本人通知や周知等の取扱いについて】

同意の推定のための本人通知や周知等の取扱いについて、次の取扱いが適当であると考えているが、貴審査会のご意見を頂きたい。

○ 本人通知や周知等の取扱いについて

《対象者の数が100人未満の場合は、本人通知》

- ① 郵送により、外部提供をすること、反対者の情報は提供から除くため、提供拒否の申出をしてほしいこと、申出方法及び申出期間を通知する。
- ② 申出期間は、通知の発送日から15日間以上の期間を設ける。
- ③ 申出者に対して、外部提供の対象から除くことを郵送により通知する。
- ④ 申出者の情報を除き、外部提供をする。

《対象者の人数が100人以上の場合、市報等による周知》

- ① 市報及びホームページにより、外部提供をすること、反対者の情報は提供から除くため、提供拒否の申出をしてほしいこと、申出方法及び申出期間を周知する。
- ② 申出期間は、市報への掲載又はホームページへの掲載のいずれか遅い日から30日間以上の期間を設ける。
- ③ 申出者に対して、外部提供の対象から除くことを郵送により通知する。
- ④ 申出者の情報を除き、外部提供をする。

《緊急の提供は認めない》

緊急の提供は、条例第9条第1項第4号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」に該当するものだけであり、公益上特に必要があると認めるときを適用して外部提供を緊急で行うことではないと考えている。

【条例の改正の検討】

実施機関の義務として明確に位置付けるため、本人通知や市報等による周知をすることを条例に規定したいと考えている。

5 個人情報保護委員について

① 本市の個人情報保護委員の現状

野田市個人情報保護条例を制定するに当たり、他団体にはない個人情報保護委員を設けた経緯は不明であるが、個人情報保護法等の法整備がなされておらず（行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）の対象は、国の行政機関のみ）、法に先駆けて個人情報を保護するための条例を制定することから、おそらく、様々な相談や苦情が寄せられると想定し、慎重を期して設けたものと思われる。

しかし、施行後において、個人情報保護委員への相談や苦情の実績はない。

② 他団体の個人情報保護委員の現状

千葉県にも確認したが、県内において、個人情報保護委員を設けている団体は野田市のみであり、県外においても、川崎市及び町田市のものである。

川崎市では、弁護士を個人情報保護委員として委嘱し、月に2回の相談日を設けており、相談実績は、平成27年度18件、平成28年度16件とのことである。

町田市では、条例に個人情報保護委員の規定はあるが、実績はないとのことである。

③ 本市における個人情報に関する相談体制について

法的な相談であれば弁護士による市民法律相談、人権に関することであれば人権擁護委員による人権相談、事業者に関することであれば消費生活センター、職員に関することであれば人事課などの相談体制があり、個人情報保護委員でなければならない特有の相談を検討したが、想定できない。

川崎市に個人情報保護委員の相談事例を確認したが、本市の現行の相談体制で対応できるものである。例えば、事業者との個人情報に関する争いについては市民法律相談や消費生活センターで、市職員の不適切な個人情報の取扱いについては人事課で対応できるものである。

また、国の個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈や制度一般に関する疑問や専門的な質問に答えたり、個人情報の取扱いに関する苦情をあっせんするための電話による相談窓口を設置しているため、市民の方はこちらに相談することも可能である。

以上のとおり、現行の相談体制で対応可能であり、個人情報保護委員でなければ対応できない業務も想定されないことから、条例の個人情報保護委員の規定は廃止したいと考えている。